

# 令和 年度村・県民税 普通徴収から特別徴収への切替届出書

◎ 納税義務者から普通徴収を特別徴収へ切替したい旨の申し出があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日提出  赤村長 殿	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地		特別徴収義務者 指 定 番 号	
		名 称		連 絡 者	所 属
		代表者の 氏 名	印		氏 名
				電 話	(     )     -     番

給 与 所 得 者	フリガナ		生年月日	申請理由 (番号を○で囲んでください)
	氏 名		年 月 日生	
	1月1日 現在の 住 所			
	現住所			

<p>上記の者の普通徴収分について</p> <p>第 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 期以降を</p> <p><input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 月分 ( <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 日納期分)</p> <p>から特別徴収します。</p>	備 考	<p>※ 注 意</p> <p>(1) 普通徴収の納期限が過ぎている納期分は特別徴収に切替ができません。</p> <p>(2) 二重納付防止のため、本人あてに送付された普通徴収納税通知書の写しと残りの納付書を同封してください。</p>
---	--------	---

## 給与所得者異動届記載要領

### 1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払いを受けなくなった者がある場合に4月15日までに村長に提出してください。

### 2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払いを受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払いを受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払いを受けなくなった者の村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき村長に対する届出書は、その村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

### 3. 「受給者番号（整理番号）」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号（整理番号）を記載してください。

### 4. 「給与の支払いを受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払いを受けなくなった当時の住所を記載してください。

### 5. 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

- (1) 給与の支払いを受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。
- (2) 退職後令和元年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。(注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務地において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)
  - ① 異動が令和元年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。
  - ② 令和元年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
  - ③ 死亡による退職であるため。

### 6. 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払いを受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までには支払いの確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、退職時までには給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

### 7. 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

### 8. 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額（退職者の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額）を記載してください。

### 9. ※印の欄は、記載しないでください。